

口座振替の登録は課税がなくなっても継続されます

口座振替の登録は納税義務者ごと、税目ごとに登録され、課税がなくなっても継続されます。数年後に課税が復活した場合など、思いがけず登録済みの口座から引き落とされることがあります。

下記のような場合などは、口座登録の廃止または変更について収税課へご相談ください。

- 社会保険に加入したため国民健康保険を脱退した。
- 市税を夫(妻)名義の口座からの引き落としにしていたが離婚した。
- 軽自動車を廃車し課税がなくなった。
- 市民税・県民税が普通徴収から特別徴収(給与天引き)になった。

※一定の期間口座振替の実績がない場合は、通知せずに口座振替の登録を解除する場合があります。

納税証明書がすぐに必要な場合はご注意ください

納税証明書が発行できるまでに、口座振替後一週間から10日程度を要する場合がありますので、納税証明書がすぐに必要な場合はご注意ください。

軽自動車税の継続検査用納税証明書

軽自動車税の継続検査用納税証明書は、6月中旬以降に郵送します。5月・6月に車検のある方は、口座登録を廃止し、納付書による納付をお勧めします。

口座振替ができなかったときは

預金不足などで振替ができなかった場合、再振替はできません。納付書(口座振替不能通知書)を送付しますので、送付した納付書で納めてください。

問い合わせ 収税課収税担当
(1階⑩番窓口)



4月2日は世界自閉症啓発デー 4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です

発達障がいとは、自閉症やアスペルガー症候群など、脳機能の発達に関する障がいです。コミュニケーションをとることや対人関係を築くのが苦手で、その行動や態度から「自分勝手」「変わった人」「困った人」などと誤解を受けることも少なくありません。

日々の生活の中で困難なことや苦手なことは一人一人違いますが、それぞれの特性に応じて配慮したり、支援したりすることで、発達障がいのある人やそのご家族が生活しやすくなります。

自閉症をはじめとした発達障がいについて、ご理解とご配慮をお願いします。

高麗郷古民家**ブルーライトアップ**

毎年4月2日は、国連が定めた世界自閉症啓発デーです。この日は、自閉症の啓発のため、世界中でランドマークのブルーライトアップが行われており、高麗郷古民家でもブルーライトアップを行います。

点灯式日時 3月31日(土) 午後6時15分(予定)

※日中も発達障がいの啓発に関するイベントを行います。

問い合わせ ライト・イット・アップ・ブルー日
高実行委員会 田中悠子 ☎080-4005-8676、
市社会福祉課障がい福祉担当(1階⑧番窓口)

発達障がい関連本の展示・貸し出し

期間 3月27日(火)～4月22日(日)

場所 市立図書館内

**発達障がいの「気付き」と「可能性」
映画上映とディスカッション**

映画上映後、発達障がいについて意見交換を行います。映画鑑賞のみの参加もできますので、ぜひご参加ください。

日時 4月15日(日) 午前10時から

場所 生涯学習センター

上映作品 ドキュメンタリー映画
「幸せの太鼓を響かせて」(106分)

費用 無料

申し込み 不要(直接会場へ)

※保育を希望する人は、4月8日(日)までに快サークルコロネット(田中悠子) ☎080-4005-8676へお申し込みください。なお、保育料として1人300円集金します。

問い合わせ

市立図書館 ☎985-5121

